

随意契約とは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号（契約で、その性質又は目的が競争入札に適さないとき）の規定により適用されるものです。組合受託の主な理由は、対象業務が価格競争に馴染まない業務であること、当組合が同様の業務実績を有していること、その能力・信頼度及びノウハウの蓄積が高く評価されていること、業務執行に際し業務報酬基準に基づく委託料以外の関係費用を一切負担いただいていないことなどがあります。